

学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】



文部科学省

- 近年、医療技術の進歩や在宅医療の普及等に伴い、学校における医療的ケア児の在籍数は年々増加しており、**医療的ケア児が安全・安心に学校生活を送ることができる環境の整備**が求められている。
 - 一方、令和5年度、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうち、学校における医療的ケアの対応の在り方等を示すガイドライン等を策定している教育委員会の割合は、54.2%※1となっており、**各教育委員会におけるガイドラインの策定が急務**となっている。
- ⇒ 令和7年度、学校※2における医療的ケア児の受入れ体制の充実を目的に調査研究を実施。**各教育委員会が、学校における医療的ケア実施に関するガイドラインを検討する際の留意点や記載事項、記載例などを示した【ひな型】を作成・公表。**

※1 令和5年度「学校における医療的ケアに関する実態調査」 ※2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

文部科学省HP: https://www.mext.go.jp/content/20260630-mxt_tokubetu02-000007449_2.pdf



ガイドライン検討のポイント

①各項目を検討する際の方向性【留意点】

各教育委員会がガイドラインの記載内容を検討するにあたって**念頭におくべき方向性**を記載。

②ガイドラインに必要な視点【記載事項】

ガイドライン策定に必要な視点を、**推奨される事項**（通知等で示されている内容や今般求められる事項）と、**必要に応じて推奨される事項**（地域の実情を踏まえ必要性を判断する事項）に分けて、網羅的に掲載。

③全国の自治体のガイドラインの記載例

全国の自治体において**既に策定されているガイドライン等の記載内容**を多数掲載。

ガイドラインの構成

1. はじめに

- 1-1. ガイドライン策定の背景・目的
- 1-2. 使用する用語の定義
- 1-3. ガイドラインの位置づけ

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

- 2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備
- 2-2. 学校における管理・実施体制の整備

3. 医療的ケアの対応範囲

- 3-1. 実施可能な行為
- 3-2. 実施に当たっての環境整備
- 3-3. 主な医療的ケアの留意点

4. 医療的ケア実施までの流れと実施事項

- 4-1. 実施までの流れ
- 4-2. 具体的な実施事項

5. 保護者の付添い対応

- 5-1. 保護者の付添いに関する基本的な考え方
- 5-2. 保護者の付添いに伴う負担の軽減に向けた対応

6. 学校生活の各場面に応じた対応

- 6-1. 校内の活動に関する対応
- 6-2. 登下校時の対応
- 6-3. 校外学習時の対応

7. 緊急時対応

- 7-1. 緊急時対応マニュアルの作成
- 7-2. 緊急事態の早期把握と迅速な対応のための備え
- 7-3. 緊急事態発生時の対応
- 7-4. ヒヤリ・ハットや重大事故発生後の報告・分析・再発防止

8. 災害対策

- 8-1. 災害への備え
- 8-2. 発災時の対応
- 8-3. 事後の対応

6- 学校生活の各場面に応じた対応（抜粋）

6-3.2. 宿泊を伴う場合の対応

【留意点】

- 医療的ケア児が修学旅行等の宿泊を伴う校外学習に参加できるよう、疾病や医療的ケアの内容で画一的に参加の可否や保護者の付添い等を決めるのではなく、主治医等のほか、医療的ケア児及び保護者の意向を尊重して個別に判断できるように記載すること。
- 校舎内とは異なる環境となる修学旅行等の宿泊を伴う校外学習において、夜間を含む臨時的な医療的ケア実施体制を構築するための手段を検討して記載をすること。更に、普段の学校生活で学校の医療的ケア看護職員等が対応していない夜間の医療的ケアが必要となる場合があることから、学校関係者、主治医、保護者等の間で検討し協力が必要であることについて記載すること。

3- 医療的ケアの対応範囲

3-1. 実施可能な行為

(3-1. 記載例)

【静岡県】<特別支援学校・小学校・中学校対象>『静岡県医療的ケアガイドライン』（令和6年3月）（抜粋）

1 学校における医療的ケアの定義と実施者（前略）

(3) 県立特別支援学校では、配置された看護師が、主治医の作成する「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」（以下「指示書」という。）に従って医療的ケアを実施する。
また、一定の研修を修了し、認定された者（教職員）が、表に示す特定行為（口腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養等）は限り、一定の条件の下で看護師と協力しながら対応することを可能としている。

(4) 小中学校では、配置された看護師が、主治医の作成する「指示書」に従って医療的ケアを実施する。